

令和4年度 第1回明石市総合教育会議

日時	2022年(令和4年)7月5日(火) 14:00~15:20
場所	明石市役所議会棟2階 大会議室
出席者	泉房穂市長、北條英幸教育長、柏木輝恵教育委員、川本まり子教育委員、橘幸男教育委員、橋本彰則教育委員
協議・調整事項	(1) 学校と明石こどもセンターとの連携について (2) ヤングケアラーに関する取組について (3) こども食堂に関する取組について (4) P T Aの取組状況について (5) その他
配付資料	・次第 ・資料1 学校と明石こどもセンターとの連携について ・資料2 ヤングケアラー支援の取組について ・資料3 こども食堂に関する取組について ・資料4 P T Aの取組状況について
事務局	政策局企画・調整室 (その他出席者) 教育委員会事務局、福祉局、こども局、あかしこども財団

(事務局)

それでは会議の出席者が皆様お揃いでございますので、少し定刻より早いですが、只今より令和4年の第一回明石市総合教育会議を開催させていただきます。私、事務局を担当いたしております政策局企画・調整室の東谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は本年度の第1回目の会議となっております。まず冒頭、泉市長よりご挨拶をいただきたいと思っております。泉市長よろしくお願いいたします。

(市長)

冒頭一言ご挨拶申し上げます。教育委員会の皆さんにおかれましては、本当に平素から明石市の子どものために本当にお力添えありがとうございます。改めまして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、今日の総合教育会議でありますけれども、これは毎回お伝えしておりますが、市長部局と教育委員会部局がしっかりと情報を共有化して、明石の子どもたちのためにしっかりと対応していく意味で、大変重要な会議だと考えております。

本日も、いくつも大切なテーマが議題となっておりますので、忌憚のないご意見賜りたく、よろしくお願いいたします。以上でございます。

(事務局)

ありがとうございました。それでは次第に基づきまして、会議の進行をお願いしたいと思います。

泉市長、議事進行のほど、よろしくお願いいたします。

(市長)

今日は、議事として、個別項目が、子どもセンターとの連携、ヤングケアラー、子ども食堂、PTA の4テーマとなっております。その他項目もございますが、それぞれ、ご意見のほど、よろしくお願い申し上げます。では順次次第に沿って進めてまいります。

まず1番、学校と明石子どもセンターとの連携について事務局、説明をお願いします。

(子ども局明石子どもセンター所長)【資料1説明】

学校と明石子どもセンターとの連携について説明いたします。資料1をご参照ください。

児童相談所である明石子どもセンターでは、児童虐待について早期発見、早期対応を図るため、学校と以下のように連携し、より早い支援を実施しています。また、子どもの権利擁護の取り組みにも力を入れており、一時保護した子どもの意見を聞いて子どもにとっていつもの生活ができるだけ続くように、原則在籍校に登校できるよう支援しています。

まず、より早い支援のために「1 通報ルールの確立」として、チェックリストを活用しています。子どもたちの状況は様々ですので、通報が必要な程度かどうか迷われることもあるかと思いますが、先生方の主観によらず、客観的に児童虐待の可能性を把握し、躊躇することなく通報してもらえるよう運用しています。

また、学校と明石子どもセンターとの連携強化について、学校から毎年保護者へ文書を配布して保護者の理解を図っているところです。(3)のところになりますが、「学校等からの虐待通報の状況」については下の表をご覧ください。特に学校等からの相談割合をご覧ください。

これにつきましては、全国平均は2019年度7.7パーセント、2020年度7.2パーセントで、2021年度はまだ発表されていませんが、明石子どもセンターにおける学校等からの相談の割合が毎年大きく上回っています。このことから、一般的に通報することにより学校現場と保護者との信頼関係が崩れるという悩ましい点がありますが、明石では学校での適切な対応が進められていると受け止めています。

続きまして、「2 学校と明石子どもセンターとの情報共有」についてです。虐待を受けた、または疑いのある子どもについての情報共有を随時行い、子どもの意見を聞いて適切な支援に取り組んでいます。状況によっては、関係者で会議を開き、見守り支援や再発防止等に取り組んでいます。

次に「3 教職員研修の実施」ですが、先生方の理解もさらに深めていただくため、センター職員が講師となって毎年実施しています。

次に「4 一時保護中の子どもへの支援」です。一時保護を行うと、保護された子どもの安全は確保される一方で、保護された子どもにとっては家庭での生活と異なり、各種の権利を制限されることが課題となっていることから、必ず子どもの意見を聞いて子どもの立場に立った支援に取り組んでいます。

主な内容としましては②にあります、通学支援があります。通学を希望する場合は、学校で十分に配慮の上、明石子どもセンターが送迎をしています。送迎には安全性を考えてタクシーを主に利用しており、登校の多い時間を避けたり、子どもの希望によっては少し離れたところで乗り降りするなど

配慮しています。

昨年度の通学状況は記載の通りです。また、⑤にあります、一時保護をした場合には、子どものための第三者委員や弁護士が、子どもの声を聞く取組を昨年度より実施しています。明石こどもセンターでは、多角的に子どもの気持ちや意向を確認し、関係機関と連携して支援しています。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

(市長)

それでは1つ目の項目、学校と明石こどもセンターとの連携についてご質問やご意見等ございますか。

(教育長)

こどもセンターと学校の連携についてのチェックリストですが、こどもセンターと児童生徒支援課で話をしまして、チェックリストを作成することになりました。これがあるおかげで、本来でしたら保護者と教員の、子どもが児童相談所から戻ってきたあとの関係について非常に危惧していたのですが、関係性を大きく損なわずに済んでいます。そしてなおかつ、このチェックリストの該当する項目については義務づけということで、必ず校長通して、事案によっては直接こどもセンターに通報するというのを各学校に周知した結果、全国的には学校からの通報が少ないと言われていますが、明石はそれよりも通報件数が多いということで、ある程度の効果が出ていると思います。

このことについては、保護者との間のトラブルについても、基本的には教育委員会とこどもセンターが連携して対応するというのを伝えていきますので、教員にしても通報しやすいという形になっているのだと感じております。以上です。

(市長)

ありがとうございます。児童相談所に関しまして、大変お力をいただいておりますので、何かございますか。

(教育委員)

第三者委員を引き受けておりまして、何回か、こどもセンターに行かせていただいております。本当に明石のこどもセンターは人材豊富で、人的配置も多いのだろうなという感覚があります。

保護された子どもに、「今のこの生活はどうか」「保護所での生活はどうか」と聞きますと、「すごくいい」と「満足している」というふうな意見がほとんどで、たまに友達と約束をしているのが、途中になっているから、それを伝えてほしいとか、そういったことは出てきますが、ご飯もおいしいし、夜もちっちゃい子がうるさい時もあるけれど、よく眠れるということで、大きい子だったらわりとこの保護所にいる間に自分について、ちょっといろいろ考えてみたいといった声があつたりします。

ただ、もっと、いいところを目指すという意味では、保護の期間とか、あと、最初に一番不思議に思ったのが、子どもがすごくいい環境に置かれているのですけれども、その被害に合った子どもがどうして保護されるのだろう、というふうな原点みたいなところで、本当だったら虐待した人がどっか連れていかれないといけないのに、虐待を受けたということで、普段の生活から切り離されて、素晴ら

しい環境ではあるんですけども、そこにいるというところは、やはり、子どもの本当の権利を守るということはどういうことなのかなと少し考えさせられることもありました。

ですので、できるだけ保護は短く、適切な環境に戻れるようにということで、すごくセンターの皆さんは努力されていると思います。移管されてこちらに来た子どもたちも、明石のセンターは居心地がいいってというのは、本当に口を揃えるように言っています。以上です。

(市長)

はい。ありがとうございます。そのほか質問等でも結構ですが、どうですか。

(教育委員)

このチェックリストや、フローチャートも見せていただいて、本当に先生方も困ることなく、スムーズに連絡共有することができる態勢を整えていただいているのだなと思っています。せっかくこういったチェックリストもあって、整ってきつつあると思いますので、ここからぜひ学校とこどもセンターというところだけではなくて、学校を起点に地域と連携していく、こどもセンターが地域と連携していくというようなことに広がっていくと、なおいいのではないかなと思っています。せっかく明石はコミュニティスクールを進めていこうとしていますので、このままということは難しいとは思いますが、地域の中でも見守っていただけるような仕組みづくりも、ぜひ広めていけるといいのではないかなと思いました。

あともう1点ですね。子どもたちを守っていくということももちろん大事なのですが、子どもたち自身が自分を守る力をつけていこう、ということも教育として必要なのではないかなというふうに思っています。

大阪市では DVD を作成して、その子どもたちの年齢に合わせた、虐待に関する学びを授業の中で取り入れたりということも聞いていますし、アメリカとかでも、友だちにこういうことがあったら、それを周りに伝えるということが本当の友達だよ、というようなところを学校の授業の中でも教えたり、と聞いていたりしますので、ぜひ、子どもたち自身が、自分自身を守ったり、友達を守ったりとかできる力も、学校とこどもセンターと連携しながら、そういった取り組みにも発展していただけるといいのではないかなと思いました。

(市長)

ありがとうございます。関係医療機関としてもお世話になっていると思いますが、何かございませんでしょうか。

(教育委員)

児童虐待については、いろいろな観点からその発見が必要と言われています。我々、学校医の立場としましても、健診のときに、怪我とか、あざとか、そういうのがないかということをチェックすることが、学校医の仕事ということになっておりますし、それから最近は文科省が作った児童の健診のフローチャートで、成長曲線というのがございます。これは身長と体重をプロットしてチェックしていくということで、純粹に病気のホルモン関係の低身長であったりだとか、そういうのが見つかったり

とか、それから思春期の女性に多い「るい瘦」を早く見つけるとか、そういういわゆるフローチャートである程度見つけていくというのがあります。その中の一つに、やはり食事を与えられてないことよって、身長も体重も低いってということが、どうなんだという、そういう観点から児童虐待を見つければ、虐待というよりは子育てのサボタージュという形になるのかもしれませんが、そういう意味合いもあります。そういう意味で我々医療の立場からも、個々の保護に関してはしっかり関わっていく必要があるかなというふうに思っております。

そういう中で、例えば先生とちょっと気になるよね、って言ったときに、そこからどうつながるのかということが、このチェックリストがあれば、ある程度定型化していて、じゃあちょっと、校長と相談して上にあげましょうかみたいな話になりやすいので、非常に抽象的な話で終わるだけではなくて、具体的に流れを設定するツールとなっている。その結果としてこのような健診などに関わらず、学校からの通報があるということなので、そういう意味では非常に有用なことかなと思います。

あと、希望としてはですね、数字を見ますとパーセントもさることながら、実数としても学校からの報告は2019年で67件、2020年で87件、2021年で83件とありますので、これは実際どのような転機をとっているのか、そういう分析もしていただきたいかなというふうに思います。チェックリストのあとのフローチャートがあって、大きく分けて3つあり、星印はこれは至急ということで、確かにこれは虐待に近いかなというものですし、それ以外に関しては児童生徒の支援ということで、児童生徒の支援の方法も教育的支援であったりとか、生活的支援であったりとかというふうなつながりになっている。これもしっかりしたフローチャートかなと思うのですが、その結果、この全数がこれをやったら、実際この三つに分かれる流れが実数としてどれくらいあるのか、とかという分析であったりとか、最後に下のところに行くことになると思うが、その転機がどうなったかという、先程の話に戻りますが、それをきちっと分析するということは、非常に科学的根拠に基づいて問題解決にあたる非常に大事なことだと思いますので、それをぜひとも実践していきたいかなと思います。以上です

(市長)

はい、ご意見ありがとうございます。そのほか何かございませんか。

(教育委員)

1ページに表がございますね。児童虐待相談の経路別件数で、これで学校が非常に多いということは大事なことだと思うのですが、近隣・知人というのが、学校よりも多いわけがこの近隣・知人という数字は、たぶん近隣・知人から直接センターにお話があった件数だと思うのですが、近隣・知人の場合、実際に直接こどもセンターにお話をするということの前に警察等にお話をするということもあると思います。警察等は、件数は多いのですが、警察等が独自に調べだしたというよりは、近隣・知人からの数字がこの中にかなり含まれているだろうと思います。その辺はどんなふうにお考えなのか、お聞かせいただけたらと思います。

それにしても学校等が非常に多いわけで、早期発見早期対応のためにこのチェックリストが非常に大きな役割を果たしているということはよく理解できますが、ただ、そこでこのチェックリストを見た場合に、一人一人の教員がもうこれに該当するというふうに思ってしまうということ、簡単とは言え

ないまでも、そうとまで言わなくてもいいのに、これに該当するから、というふうに判断してしまうということもあり得るかもしれない。

つまり、教員の判断の違い、あるいは学校間の申し出の格差みたいなものはないのだろうかということをおもひ懸念しています。もちろん、早期発見早期対応のために、小さなことでも全部お知らせする方がいいと言うことはわかるのですが、センターとしてはそのあたり、まあ判断が非常に軽いものまで相談になっているということはあまりないのか、あるいはそれはあってもいいと、むしろそれは望ましいとお考えなのか、その辺はどうでしょうか、お聞かせいただけたらと思います。

(こども局明石こどもセンター所長)

学校の先生等がそれぞれお気づきになられて、もしかしたらということを感じ取っていただくのですが、その際に直接こどもセンターへ先生が言われるのではなく、まず管理職である教頭先生や校長先生等、学校の中で情報共有をして、チェックリストにあわせて学校内で判断をして、これがこどもセンターへ通報すべきものであれば、校長先生もしくは教頭先生から学校としてこどもセンターに連絡をしていただいておりますので、それほど学校によって差があるとは思ってないところです。

ですので、ある程度同じような認識をいただいて、対応をしていただけているものと思っております。

(市長)

はい、ありがとうございます。大変重要なテーマですし、このこどもセンターにつきましては、市長としても大変強い思いの中で新設をした経緯がありますので、若干私の方から補足説明をさせていただきます。

ご存知かと思いますが、児童相談所につきましては、都道府県と政令市は必置で、必ず設置しなければならないわけですが、中核市は設置してもしなくても構わないという状況です。明石市としては、明石の子どもたちをしっかりと明石で支えていくという観点から、設置するという選択をしました。私自身も新設に際しまして、全国13カ所の児童相談所を自ら直接行って見て回って参りましたが、残念ながら多くの所長さんから、日本の場合は非常にいろいろ未整備なので、参考にするよりは、むしろ明石でしっかりとやってもらいたいというような応援をいただき、明石市はこれまでの課題を解決すべく、新たな取り組みをしているところでございます。

その中で、今日のテーマの、学校との連携につきまして、新たな取組という意味において2つ、1つはまさにチェックリストなどをつくる形によりまして、得てして学校現場で情報がそこで止まってしまうことがあるという課題がありましたので、そうならないように、しっかりと必要な情報がこどもセンター、児童相談所に行くような仕組みをとったという経緯であります。この数字で明らかのように、全国平均は2020年度7.2%のところ明石市は12.9パーセントですから、これは明らかに数字的に違ってきておりますので、一定程度課題解決に向けて進んでいるかと理解をしています。

もう一つは、一時保護した子どもが学校に通うというテーマで、世界各国では通っていますが、日本では通っていませんでした。明石では子どもが希望すれば対応する体制をとっており、国の方も厚労省が明確にその方向を指し示しておりまして、このたびこども家庭庁が、来年4月にスタートしますが、こども家庭庁の中での方針としては、学校に行きたい子が、行ける体制、という形が示されてい

るところでありまして、まさに明石市が実際に具体的な事例を示し、今後全国に広がっていくことを期待しているところでございます。

それから、関連する形でお伝えしますと、子どもの権利の保障、子どもの意見表明権とも言いますが、明石市ではそれを踏まえて、この3月にこども総合支援条例の中にも子どもの意見表明権を明記しておりますし、まさにこどもセンターの方では、こどもの声を聞く取組、しっかりと子どもの声に耳を傾ける取組をスタートしております。加えて、第三者としての立場からのチェックという形をとっており、これも国の方でこのたび法改正がなされまして、司法審査と言いますが、いわゆる児童相談所での対応について、司法が一定程度かかわっていくという法律ができましたので、これも明石市が先例をつくって、国の法改正につながったと理解をしているところでございます。

最後に、人材育成のテーマにつきまして、今、人材育成の観点から、全国2か所目の研修センター、西日本研修センターを児童相談所の隣につくっております。これは全額国費で運営しておりますが、国からはもっとやって欲しいと言われております。本当は私個人としては、これは都道府県に1か所ずつぐらいはいると思っております。けれども残念ながら全国で2か所しかありません。横浜と明石だけあります。横浜も頑張ってもらっていますが、明石としてもしっかり役割を果たすべく、オンラインでの研修などであれば、全国的な対応ができますので、国と相談をして、しっかりと人材育成をやっていきたいと考えております。重要なテーマですのでお伝え申し上げます。

なお、厚生労働省の担当部局の子ども家庭局と、新たに設置されるこども家庭庁準備室とは、すでに密に連絡を取り合っておりますし、私自身も行っておりますし、また、8月早々にもそれぞれのトップの方とお会いして、明石の状況をお伝えし、明石でできることは全国でもと申し上げ、明石も課題はまだありますので、しっかり国の方からも応援をいただきたいと考えております。その時になりましたら、またお伝え申し上げたいと思います。よろしく願い申し上げます。

(教育委員)

今市長がおっしゃいましたけれども、私はこれはすごくよくできているなと思います。チェックリストもそうですが、先ほども申し上げましたけれども、その後の対応の流れがしっかりしていると思います。要は一時保護が必要な、いわゆる児相としての仕事を早く見つけるということもあるんだけど、そうではなくて、その子どもの背景がどういうふうなのかを見つけるようなツールにもなっている。つまり、児相が直接関わる一番最後の下のところを見てみると、その児童生徒の教育支援、それから、あとは生活支援、その他のところを誰が見るかということ、やはり児童生徒の支援ということが書いてある。これはですね、次の議題にもなってくるとは思います。ヤングケアラーの問題ともかかわってくるとは思います。だから担当部署がバラバラで、どこで言ったらいいかというのではなくて、この流れに則って児童生徒支援しなければいけないのだ、という共通認識のもとに、このフローチャートがその認識のもとに次へつなげるということになるので、このフローチャートは、すごくよくできているなというふうに評価します。

(市長)

ありがとうございました。それでは次の項目ですが、第2項目、ヤングケアラー支援の取り組みについて、第3項目、子ども食堂に関する取り組みについて、両方関連もいたしますので、続けて事務

局の方から説明をお願いします。

(福祉局地域共生社会室長兼共生社会づくり担当課長)【資料2説明】

ヤングケアラーに関する取り組みにつきまして、資料2に基づいてご説明申し上げます。

ヤングケアラーにつきましては、支援が必要とされながらも、これまで見逃されてきたケースが多いことから、昨今注目されており、本市におきましても重要な課題として、支援に向けた取組を進めているところでございます。

これまでの取組、今後の取組について、ご説明申し上げます。まず、「1 これまでの取組について」、(1)ヤングケアラーの支援に向けた検討会でございますが、昨年5月に記載メンバーによる検討会を立ち上げ、組織横断的に共通理解を図りながら、ヤングケアラーの支援について①早期発見と把握、相談受けとめ等に関する取組、②ヤングケアラー及びヤングケアラーがいる家庭への支援、③支援の体制整備の3点について方向性を取りまとめたところでございます。

合わせまして、継続的な支援を推進するために、(2)こども総合支援条例を改正いたしまして、ヤングケアラー支援の趣旨を内容とする規定を新設したところでございます。

次ページへお願いいたします。これまでの具体的な取組といたしまして、(3)ヤングケアラー相談ダイヤルを設置いたしまして、子ども本人からからの相談に対応するとともに、広報あかしにヤングケアラーの理解促進に関する記事と併せて掲載し、周知を行いました。(4)啓発研修につきましては、これまで市職員、民生児童委員、地域ボランティア等を対象に、ヤングケアラーについての理解を深め、周囲の大人がいち早く気づくための研修を実施しているところでございます。今月には、スクールソーシャルワーカーを対象に研修を予定しております。

また、個別ケース支援につきましては、昨年10月にヤングケアラー支援チームを立ち上げまして、記載の関係各課及び相談支援機関等の実務担当者が互いに連携しながら、事例の情報共有と整理及び役割分担を行った上で、それぞれ既存の制度も利用しながらヤングケアラーの支援を行っているところでございます。

これまで関係各課により把握した事例、また第三者からの情報提供のあったものなど12例、資料は11になってはいますが、現在12例になっており、支援を進めているところでございます。次に「2 今後の取組について」でございますが、これまでの取組を進める中で、子ども本人が家族のケアの負担に自覚がない場合や、家庭の事を知られたくない場合など、相談や制度の利用につながらないことも多く、実態が表面化しないことが大きな課題であると改めて認識しているところでございます。こうしたことから、ヤングケアラーを早期に発見把握し、必要な支援につながるよう、ヤングケアラーに対する理解の促進及び周囲の大人の気づきを促す研修を継続的に実施してまいります。

子ども本人に対しましては自らの状況に気づき、悩みや困りごとについて相談をすることができるよう、ヤングケアラーについて知る機会を設けるとともに、相談ダイヤルの周知を図ってまいります。

また、今後支援ケースを積み重ねる中で、既存のサービスだけでは課題解決が難しい事例も出てくるものと思われれます。そうした事例を集積、分析した上で、必要な施策についても検討してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。よろしくご説明申し上げます。

(あかしこども財団こども支援担当事務局長)【資料3説明】

続きまして、こども食堂に関する取組について、資料3に基づいて説明します。

こども食堂についてでございますが、平成 29 年 1 月から事業を開始し、気づきの地域拠点として、また多世代交流の地域拠点として開設を進め、現在市内には 46 力所のこども食堂が開設されています。あかしこども財団は、こども食堂が継続的に運営でき、活動が広がり、気づきの地域拠点として、関係機関とつながるよう、財団の機動力や柔軟性を活かし、その特性に応じたきめ細やかな支援を行っています。

「1 こども食堂の概要」でございますが、様々な団体、様々な場所で運営されています。開催中は 38 団体あり、食事型は 20 団体、市販品型は 8 団体、テイクアウト型は 10 団体となり、徐々に開催に向け動き始めています。開催頻度は月 1、2 回が多く、食事以外の支援には一緒に調理をしたり、食事の前後に勉強したり、楽しい遊びを取り入れるなど、子どもが来やすい雰囲気づくりをしています。子どもは無料、参加人数は記載の通りです。

「2 学校とこども食堂との連携状況」でございますが、(1)学校施設の活用ですが、12 団体が学校の家庭科室やコミセンを活用しています。(2)広報の協力ですが、教員がホームルーム等で子どもに説明し、直接募集チラシを手渡していただいているところが 20 団体、すぐメールというメール配信システムを活用しているところが 8 団体です。(3)市スクールソーシャルワーカーとの連携ですが、スクールソーシャルワーカー連絡協議会でワーカーと情報共有をしたり、支援を必要とする子どもがいるこども食堂とワーカーが緊密に連携し支援を行っていたり、ワーカーから財団に連絡があった場合は、こども食堂とのマッチングを行っています。

次のページをご覧ください。「3 こども食堂の成果」でございますが、こども食堂それぞれが工夫をして、子どもたちが来やすい雰囲気づくりをしていただいております。子どもや保護者から喜ばれています。また、支援を必要とする子どもに気づいた場合、運営者があかしこども財団を通じ、関係機関に連絡し、必要に応じ、支援が行われるなど、支援を必要とする子どもの早期発見、早期支援につながっています。

さらに、子どもたちが安心して過ごすことができる居場所であり、自己肯定感を育むことができる場となっています。その他食材の提供や学生ボランティアの参加など、子どもたちを応援したい地域で見守っていきたいという市民の機運も高まっています。

説明は以上です。

(市長)

このテーマはスクールソーシャルワーカーとの連携なども含めて密接に関係しますので併せて説明をいただきました。それでは、ご質問などご意見ございましたらお願いします。

(教育委員)

まずヤングケアラーの支援のところは記載がありましたけど、先程の虐待同様に、子どもに対する支援というところがより一層必要になってくるころかなとは思っています。本当に家族が大変なんだから、自分が頑張らないとっていう風に思ってしまう子どもたちも多いものだと思います。

声をあげていいんだというふうに、子ども自身が思えるような取り組みを、学校と連携しながら取

り組んでいけるといいかなと思っています。子ども食堂に関しては、今市内すべての小学校区にあるということで、すごくありがたいことだなと思っています。

けれども、まだまだ開催頻度が、月1回から2回というところでは、本当に必要な子どもたちにとっては少ないと言えるのではないかなと思っています。ひとつの団体で実施できる回数としては1回2回が限界というところだと思いますので、同じ小学校区の中に別の団体で実施していただいたり、せめて月2回、毎週1回というような感じで実施回数が増えていくような取り組みに発展していけるといいのではないかと思います。

(市長)

ありがとうございます。補足説明をさせていただきますと、こども食堂には色々な面があるのですが、特に明石市の場合、地域と一緒に子どもたちに関心を持ち、気づき、早期に気づくこと、それで一緒に地域で支援していくことの意味を重要視しております。おっしゃっていただいたように、食事に事欠く状況の場合、毎日の話ですので、月に1、2回で足りるわけがないので、そういった場合に、明石市ではいわゆる児童養護施設に委託して、そこで作った食事を家に届けていくということを実際にやっております。数はそれほど多いわけではありませんが、食事に事欠く家庭の子どもには、実際食べ物をお届けしております。

こども食堂にそこまで期待するのも、毎日全食事を作るわけにもいきませんので、むしろ子ども食堂としては、気になる子どものことについてアンテナを地域で張って、あの子大丈夫かなあの子気になるな、というのをいかに繋いでいただくか、そういう部分でも、こどもセンターなり、学校現場なり、スクールソーシャルワーカーなり、いかに連携していくかというテーマかなと理解しております。

(教育委員)

広報の仕方のところで、すぐメールを利用したりとか、ホームルームで手渡すとか違いはあるのですけれども、やはり子どもに直接手渡せるようにホームルームで配っていただくというのが一番いいかなと思いますので、またよろしく願いいたします。

(市長)

市長としても思いが強いので、若干ご説明申し上げますと、全国的に子ども食堂が広まってきておりまして、国の方でも厚生労働省、文部科学省が関係いたしますが、明石の場合、お陰様で学校現場と連携ができておりますので、すべての子どもたちに伝える形で、学校現場でチラシを撒いていただくなどしていただいています。

他のまちからはびっくりされるのですが、他のまちは、こども食堂は学校と別だからと言って学校で子ども食堂の広報すらしないところがほとんどでありまして、明石では当たり前に行っているのですが、他のまちではなかなかそうもいかないようです。明石では学校の家庭科教室も地域のこども食堂に利用していただいています。ほとんど聞いたことがないぐらいで、他はみんな、学校は学校だから他でやってくれという形です。私としては、同じ子どもですので一緒にやりましょうという形で思っていますので、その点でありがたく思っております。明石では当たり前でも意外と当たり前でなかったりします。ぜひお伝えしたいのは、いわゆる一定の子どもだけにするとかえって来にくくな

りますので、基本的に気軽に来られる空間がいいという観点から、親の所得をもってこども食堂に来ていい、とかではなくどなたでも結構です、というのが明石の特徴です。

ご紹介すると、あるところでは、こういう対応をしているということで、びっくりしましたけれども、生活保護の子どもと、生活困窮者世帯の子どもと、そうでない子どもの3人が来た時に、親の収入を確認して、生活保護の子どもは帰りなさい、生活保護で食べさせてもらえると突き返し、中間層はあなたの家はそれ以上儲けているんだから、家に帰って食べなさいと言って、生活困窮世帯だけ入れたと、それではかえって子どもは傷つきますので、そうではなくて、幅広く、子どもは皆さんどなたでもいいですよという中で、気づいて、適切な支援に繋いでいくという観点で、明石市としては対応しているとの認識です。

(教育委員)

その点で私の子どもも小学生ですけども、学校でチラシを配ってもらって持って帰ってきて、それを見て私も行きたい、友達が前行っていたから行きたいと、そんなことがあって、明石市の中では本当にその場が楽しい場所として、子どもたちに認識されているということは本当に素晴らしいことだと思っています。大変な子、困っている子しか行けないのではなくて、みんなが行っていい場所であって、子どもたちにとっての居場所であるってところがすごく大切だと思います。ぜひそういった形で続けていただけたらと思います。

(教育委員)

様々な気づきの地域拠点として、食べ物のためではないという、そのことはよく理解できるのですが、食事以外の支援というのが表の中に書いてあり、この辺を拡充していくというのは一つの方法かもしれないし、それからこども食堂という名称も定着していると思うのですが、こども食堂という名称はやっぱり一定のイメージを持つのかなということも、多少懸念します。

もう一つは、一つの団体で年間の金額が一定しているということを伺ったのですが、活動はかなり多彩に渡っていますし、回数も違うわけで、その辺を何段階に分けるとかいう、そういうつもりはないのでしょうか。

(あかしこども財団こども支援担当事務局長)

食事以外の支援の拡充ということで、まず1点目で、それについても各運営者の方がいろいろ工夫していただいています。

学生ボランティアさんを活用していただいて、そこで、例えば、SDGsのテーマの講演をいただいたり、そういった形で、こども食堂さんとその地域がつながって、色々な取り組みをされているということです。

あと助成金の件ですけども、この制度は、様々な活動をする団体がありまして、ある程度柔軟にしないと、今回のコロナの関係や物価高騰の関係など、地域活動として対応が難しいところもあるのかなと考えております。何段階かに分けてというお考えもありますけども、一律でという形でさせていただけたらというふうに思っております。

(市長)

補足しますと、こども食堂というと一定イメージがあるのですが、明石市はそれを広げていくと、深めていく、の2つを意識しています。広げていくことは、子どもだけじゃなくて、地域のお年を召した方と一緒にとか、実際にひきこもりの拠点としても位置づけたりという形で地域拠点の活かし方を工夫しながら進めているところです。深めるという意味では、今おっしゃっていただいたように、狭い意味の食べるだけの場所ではなくて、勉強を一緒にやったり、遊んだりという形でそれを広げていくと、大学生のボランティアなどにも協力いただきながら広げているところで、コロナがありまして、若干接し方が難しい面もあったのですが、復活し始めています。更なる充実を図っていきたいと思います。

お金につきましても、市が直接お金を出すよりは、こども財団という中間支援団体に一定お任せして、そこが臨機応変に柔軟に、費用負担の問題を対応いただいた方がよりいいだろうという観点です。今、話がありましたので、しっかりと適した形でやっていきたいと思っています。

(教育委員)

私自身も普段は NPO 団体であったりとか、立ち上げ団体の中間支援組織として相談に乗る側があるので、他市でこども食堂を立ち上げたいということで相談にのっていると、すごく制約があってやりづらいという声をたくさん聞いて、明石市だったらもっと自由にさせてもらえるのにと声を聞くことが多いので、こういった団体を信頼してある程度自由に判断してもらって、任せてもらえるほうが、自由な発想でいろんな形の取り組みを団体側もしていけるのではないかな、と感じるところです。

(教育長)

ヤングケアラーですが、もうここ最近、新聞紙上でも非常によく出てくる言葉ですけれども、家の中で自分のおじいちゃん、おばあちゃん、あるいはちっちゃい子どもの世話をしたり、あるいは障害のある家族の世話をするとということが悪いことかということ、決してそうではないと思います。

当然、家族のために役立ちたいという思いは非常に大事ですし、そのことが一定程度超えると、ヤングケアラーという形になるのかな、というふうに考えているのですが、ただ、子どもと接する時間が多い学校現場においても、なかなかヤングケアラーにあたるのか、お手伝いしているのかの判断というのは非常に難しいと思うので、児童相談所との連携でチェックリストがあるのですが、教師がリスクをチェックするようなシートか何か、客観的に判断できるツールがあれば、積極的に関わっていけるのかなと思います。

あとは教師が気づいても、具体的に何かサポートをしようとしてもなかなか教員ですから難しい面もあるので、そこはスクールソーシャルワーカーの出番になるかと思いますが、その辺をしっかり連携するような仕組みづくり、というのが大事になってくるのかなと思います。

(教育委員)

ヤングケアラーのことでお話をさせていただきますと、教育長が言われたように、どこまでがお手伝いというところは間違いなくあると思います。ただ、そういう事実があるということ、一線を越

えているか超えていないかは別にして、子どもに一定量負荷がかかっているということをまず知ることは絶対必要なことだと思います。それが環境によって超える場合もあるし、超えない場合もあるし、学年によって変わってくる場合もある。だから、まずそのことを知るということがやはり大事なことじゃないかと思います。

ですので、チェックリストもそうですし、やはり学校の先生が子どもを見るのは学校現場でしか見られないのだけれども、そこを通じてなんとなく家庭が見えているっていうのは、あると思います。そういう負荷がかかっているかどうか、先生のプロとしての目でやはり拾い上げていく。

教育長が言われたようなことを、リスト化するとよくないかもしれないが、この子がひょっとしたら、その線を超えるかもしれないという気持ちで常にいるのといないのとではやっぱり違うので、そこが非常に大事なかなと思います。

相談すると言っても、本人は当たり前と思っているんだから、それを相談するということは実際無いに等しいと思うので、大人が見つけてあげる。それが、一歩手前で善し悪しの問題ではなくて、そういう事実がある、ということを見つけてあげるということが、非常に大事なことだと思います。

次に、そのような子どもをどのようにつないでいっていかって、行政の中でいろんな支援の形があるということを全部知っているスクールソーシャルワーカーが関わっていくということで整備していくって、それは間違いないことだと思うのですが、ただ、でも私はその一歩手前に子どもの気持ちを上手に引き出してあげるといったことは必要なんじゃないかなと。そういうふうにと考えると、例えばスクールカウンセラーの人が子どもの相談にのってあげるとか、そういうことで、うまく引き出しができて、それをスクールソーシャルワーカーにつないで行政の横につなげていくということもできるんじゃないかなというふうに思っています。

市長が言われたように、明石のことはよそで言っても全然通じないことばかりですけど、明石では通じると思うので、いろんな面から検討していただきたいかな、というふうに思います。

あと、こども食堂に関しましては、市長が言われましたように、その地域でということ是非常に大事なので、地域の子どもの地域が支える、その中でいろいろ遊びだとか、おじいちゃん、おばあちゃんが、いわゆる元気高齢者って言いますが、元気高齢者がいつまでも元気に成り立つためには、常に動いておかないといけない、頭を働かせて、体を動かして、ってことはしないといけないので、このようなこども食堂に、一定の社会での仕事を終えた人たちが非常にモチベーション高く関わっていく、ということは子どものためにもでもありますし、そのリタイアした人の介護予防そのものでもありますので、そういうふうないいサイクルをつくっていくという工夫をしていただけないかなと思うのが1点です。

もう1点は、そのご飯をやっぱり食べに来るような子どもだけじゃなくて、地域のちょっとひきこもっているおじいさん、おばあさん、ひきこもりがちなおじいさん、おばあさんも一緒に入れてあげてほしいかなと。これは予算の立付けがあるのかもわからないけども。例えば、民生児童委員さんがずっと見回っている中に、子どもたちのごはん会があるから、一緒に出てみないか、みたいなそういう形で出ていってもらったら、おじいさんおばあさんもしゃきとする。今は高齢者で問題なのは、介護保険制度に乗る手前の人たちをどのように支えて、介護保険にならないようにするっていう思想が非常に大事ですけども、このようなことは活用できると思うので、重層的にいろいろな部署で、検討していただきたいかな、というふうに思います。

(市長)

今のお話で、若干情報提供しておきますと、今のこども食堂というものの支え手側の、お年を召した方々のやりがいであったり、介護予防につながるという観点になりまして、これ実はうちのこども食堂に3～4年前ですかね、当時の就任直後の老健局長が視察に来られまして、同じような話をされていました。いわゆる介護予防については、こども食堂はまさに介護予防としての拠点として、場合によっては介護保険財政の一部を使ってでも応援できないかな、という問題意識をお持ちと聞いた記憶があります。

その方はい先日、厚生労働省の事務次官にご就任されまして、私も近しいのでまた会いに行つてきますので、こども食堂と介護予防との連携あたりも視野に入れて、また明石から可能であればパイロット事業でもしたいと思っております。また動きがありましたらお伝え申し上げます。

それでは続きまして次のテーマに移ります。PTAについての説明をよろしく申し上げます。

(教育委員会事務局教育企画室青少年教育担当課長)【資料4説明】

私の方から資料に基づきまして、PTAの取組について説明させていただきます。

PTA は、児童生徒の保護者と教職員が互いに連携しながら、子どもたちの健全育成を図ることを目的とする社会教育関係団体であり、自立した任意の組織です。平成29年5月の改正個人情報保護法の施行に伴い、PTAにおいても個人情報の取り扱いの適正化が求められましたので、連合PTAにおいて指針を定め各単位PTAにおいて取組が進められてきています。

1の現状でございますが、PTA の主な活動につきましては、記載の通りの活動などが行われているところです。(2)新入生保護者への加入意思確認・個人情報取扱同意確認でございますが、令和3年度中に連合PTAから各校区のPTAに対しまして入退会の書面による確認とともに、入退会が自由であることの周知徹底を呼びかけられました。その結果、令和4年度は中学校の12校、小・養護学校で27校、幼稚園の25園において書面による確認が行われました。令和4年度に書面による確認のなされていない学校園におきましても、令和5年度には実施されることをうかがっています。

(3)の加入状況ですが、小中学校におきまして、活動を休会中の学校もありますが、入会が任意であることから70パーセントを下回る学校も増えてきています。幼稚園におきましては、ほぼ100パーセントに近い状況を示しています。

次に2の現状におけるPTA活動上の課題でございますが、1点目は個人情報の取り扱いにのみ同意をとるなど、適正な入退会の意思確認のできていない事案がまだあります。

2点目は、役員を選出方法や役割等への不安から、なり手が少ないこと。

3点目は、近年共働き世帯が増加しておりますが、仕事の都合上で参加したくても調整が難しいといった方が増えていること。

4点目に、PTAの目的は分け隔てなく、すべての子どもたちの健全な育成に寄与することだと思いますが、子どもへの対応に差をつけているような場合があることです。

これらの課題に対しまして、3の現状の取組でございます。青少年教育担当では、任意団体であるPTAに対しまして直接的な介入ができませんので、学校長に対して入退会の任意性や書面による手続きの徹底を周知してまいりました。

また、各校区のPTAにおきましては、役員数の削減、強制動員からの脱却、会議や行事回数の削減

などの活動の見直しを各校区の実情に応じて行い、負担軽減等に取り組んでおられます。また、活動の見直しに伴う会費の値下げや、役員選出方法をくじ引きから立候補制とするなど、改革を進めておられます。

4の今後の取り組みでございますが、これまで PTA に関しましては小中学校への周知を主に行っておりましたが、今後は幼稚園を所管する子ども育成室との情報共有を図ってまいりたいと考えており、また、PTA 活動の見直しに際しましては、参考となる事例を積極的に紹介していきたいと考えております。教育委員会といたしましては、今後とも連合 PTA やこども局と連携協力し、PTA活動を支援するとともに、引き続き家庭、地域との連携を推進し、すべての子どもたちの健全育成に取り組んでまいります。

なお、参考までに単位 PTA で課題解決に向け取り組んだ事例として、4校園のご紹介をさせていただいておりますが、これまで説明させていただいた取組が行われております。いずれの学校園でも、役員や活動の選択などを行われているところです。これらの学校園以外にも、実情に合った様々な形で改革が進められているところです。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(市長)

PTAに関するテーマであります。私の方から改めて問題意識として申し上げます。ぜひご意見を賜りたいのですが、まず大前提ですけれども、PTAというのは大変重要な活動であり、しっかりと PTA 活動をすること、本当に、学校を地域と一緒に、保護者と一緒に支えていくことが、重要だと思えます。ただ、大きな時代の変化がありますので、遠い昔の何十年前と今は時代が違っておりますので、そこを時代の変化に対応していく必要があると思えます。とりわけ数十年前であれば、専業主婦の多い時代でありました。けれども、今はお仕事されている方が大変多い状況の中で、平日の日に動員をかけられても、なかなか参加もできませんし、そのために休むわけにはいかない。役員につきましても、抽選とかそういう形でやりたくもないのに当たってしまうと、非常に負担感が強くて大変だという面はあります。さりとて辞めると自分の子どもだけが差別的扱いを受けるのでは、というようなことを気にされる方もおられますので、このあたりの課題解決の必要性を感じております

市長への意見箱というものを設置しておりますけれども、おそらく第一位が PTA 問題で、大変多くのお怒りを頂いております、明石市は任意加入と言っているけれども嘘じゃないかと。任意と言ったって入らないわけにはいかない、といった声を今も受け続けておまして、私としてはPTA活動は大事だと思っているので、気良くやってもらえるようにしたいので、そこを気良くやれる体制をどう作るか、という問題意識を持っております。

中学校あたりから、順々に状況も整いつつあり、幼稚園が手つかずの面がありますので、市長への意見箱でも、幼稚園の保護者からのお怒りが、嘘だと、入らずにおれないと、うちの子どもも幼稚園いけなくなっちゃうみたいな形なので、そこを整理する必要があると思えます。あとは、入っていないからといって、PTAからの粗品がない、となりますとかえって目立ちますので、PTAというものは物を売り買いするためのPTA会費ではないので、任意の団体として活動して、フェアに子供たちにしっかりやっていくのが PTA なので、子供を人質にとるような対応は望ましくないと私は考えております。もっとも悩ましいのは任意団体なので、行政が指示する関係ではないので、あまり過度に進め

るとハレーションも大きいので丁寧さもいるなど思っているところがございます。それでは教育長何か補足ありましたら。

(教育長)

ちょうど2018年でしたか、連合PTAさんと市長と意見交換しまして、その中で入退会については、しっかりと意思確認を取っていただくというご英断をさせていただいて、そこから連合PTAさんは各単位PTAに対して働きかけをしてくださったのですが、各単位PTAもそれぞれ事情があるようで、なかなか動きづらい面もありました。その上で、今説明があったのですが、ほぼ全ての小中学校園につきまして、入退会の意思確認をとれる体制に、やっとなってきたというところですよ。

ただ、幼稚園につきましては、教育委員会の方も、なかなか園に対して意思疎通ができなかった。その中で預かり保育であるとか、今までで幼稚園の保護者とは違う就労している保護者の方々のお子さんも預かるようになって、参加もしにくい状況になっているので、取り組みを強化していく必要があるかな、というふうに考えています。その辺はこども局と連携しながらやっていきたいと思っております。以上です。

(市長)

このテーマにつきまして、ご質問ご意見等はございますか。

(教育委員)

PTAは任意の加入であるということで、入会の際、最初に任意であることの提示するということが大それたと思うのですが、学校がこのPTAに何を求めているかということを知りたいんですね。学校がPTAがなかったら、何が困るのかということを知りたいと思うのですが。

(教育委員会事務局次長(指導担当))

PTAが保護者と学校との橋渡しのような形になってくれており、役員の方がいろいろなPTA活動を企画する事によって、学校の職員と保護者の方が、つながる場面をいっぱい作ってくれております。その意味で学校と保護者のつながりをコーディネートする役割をPTAはしてくれるので、学校としてはすごくありがたく思っております。

(市長)

ニーズという話ですから、学校現場からすれば、まさに学校の先生だけではなくて、保護者と一緒に学校づくり、教育をやっている観点でのPTAの重要性があると思いますし、熱心なPTAの方々と一緒に意見交換するのは有意義だと思います。

他方で、やはり場合によっては平日に一定のイベントに参加してください、という中で任意といいながら、事実上割り当てるものの中で、仕事を休まざるを得なかったり、という声をよく聞きますし、特に役員ですね、なりたいた方がなるのは全然いいんですけど、なりたくないのに役員になってしまうあたりがですね大変市長の方にはなりたくなかった、明石から引っ越したいというような悲鳴のような声がどんどんあがっていますので、やっぱり、どっちから物を見るのかということがあるかと

思います。

PTA活動も一般的な強制ではなく、任意といっても事実上の強制になる面もあるので負担軽減等、しかしながらちゃんと連携の強化というのは私は両立すると思うので、そのあたりの整理が必要な段階かという問題意識です。

(教育委員)

働く保護者の方が参加したいなと思っても、今はその権利を奪われている感じがあります。

運営される時間帯とか、本当にみんなで学校を盛り上げようという感じでいくなれば、時間帯とか工夫し、いろんな多様な皆さんでできるように、働いている人もそうでない人も、いろいろな人が参加できる時間帯にするとかということが大事かなと思います。

私は保育所を運営していますが、親の会はないんです。でもなんか、自然に卒園式くらいになったら、お母さんやお父さんが集まって、今年の謝辞は〇〇さんがしてくれます的な感じで自然と形が出来てくるみたいなこともあるので、何か学校が、PTA に求めすぎているようなところがないかっていうところも、ちょっと考えないといけないかなと思います。

(市長)

若干話が戻りますけども、こども家庭庁で、文部科学省は入りませんでした。未就学はまさに保育所は厚生労働省管轄で、幼稚園は文部科学省管轄、こども園は内閣府管轄と、結局PTAは文科省管轄の一部なんですね。歴史的経緯の中での今なので、實際上、明石市の多くの公立幼稚園はこども園化に向かう状況の中で、今のままでいいのかという議論は当然必要になってきますので、やはり丁寧な議論をしながらですけれども、時代に即した対応が必要だと私は思っている立場ではあります。

(教育委員)

私は学校で随分長く務めましたから、昔、育友会と言っていた時代から学校とPTAとはつながりの深いものだと思っていました。ただ、現状を考えてみますと、資料にPTAの現状のところでの主な活動があるんですけども、これを見ると、どうしてもPTAの役員の方々を応募しなければできない事かという、必ずしもそんなものばかりでないと思います。

学校と保護者との関係を緊密に持つという、そのことは大事ですけれども、それをPTAという組織でもってやらないといけないのか、ということだと思います。あいさつ運動にしる、防犯活動にしる、花壇の整備にしる、そこに書いてあるさまざまな事柄は教員が少し力を入れる。同時に、その教員の側だけでやるのではなくて、親の代表とか、会長とか、役員とかいうのではなくて、親たちの協力を得ながら進めていく、ということではできると思います。活動休止中の中学校、小学校はあるとありますけれども、その活動休止中の学校で、そういう事柄に、もし大きな支障が生じていないとするならば、PTAという組織でなくても、親と学校、教員との協力でやっていける部分はかなりあるだろうと思います。

それでそのように考えてみますと、会費のことも随分、学校によって額の格差はあるのですけれども、会費を公費で賄えるかどうかは知りませんが、会費というものがなくて、やっていける活

動というものもあると思うんです。広報紙を作るとかお金がいきますけれども、その分のものを作らない活動というようなことになりますと、やっていけると思うんですね。そのように、親は今共働きが多い中で学校の側が親に任せるといよりは、学校と親との協力ということで考えていくなれば、もう少しイニシアティブをとっていくことによって親の協力を得る。そうすると、役員とかの負担はもう少し違って来るであろうと思うし、PTAという組織でなくともやっていける。したがって、親と学校との協力、これはぜひとも必要ですから、活動を休止しているPTAの学校であれ、それによって学校と親の連携活動に支障も出てくるということであつたら困るわけで、そうでないような形で行われるならば。このことをいいますと、PTAはなくなってもいいのかみたいな風に思われるかもしれませんが、なくなることを前提にしているのではなくて、会員、非会員というそういう区別を一切意識しないで、もう少し親とうまくことは協力してやっていけるようにならないのかなと思っています。

(教育委員)

今、幼稚園の話が出ましたけど、幼稚園は就学前の教育という立場で文部科学省、保育所は厚生労働省、それから認定こども園は内閣府ということで設置していった。また、幼稚園教諭と保育士の教諭資格がどうかという問題もありながら、いろんな子をミックスしている状況が今の状況じゃないかなと思います。

それを考えたときに、その幼稚園でハレーションを起こしたという事実はまさに今の時代を表現しているわけであって。逆に幼稚園も保育所も認定こども園も、みんながまとまるような PTA というような表現ではなくて、その子どもの存在する場所の施設と、保護者とのアソシエーションの場ということで概念を整理して、それでお互いが何を求めているのかということ整理していく。特に保育所は、子どもの気づきということを親御さんが知らないのを発見して教えてあげて、喜んでもらうということあると思うし、学校だから何かそういうできなかったことができるということもあると思う。だから、お互いがお互いを必要とするものが今の時代で何かっていうことをもう少し整理して、そこにポイントを絞って、その学年の低いところからそのシチュエーションをつくっていくとうまくいくのではないかなと。

一概にお金だけの問題でもないと思うし、時間だけの問題でもない。お互いが必要と思えば、そこは自然とコミュニティーができてくると思うから、工夫の仕方じゃないかなと。それを幼少時のところから整理していくと、何か子どもを中心に整理して興味深いものができるんじゃないかなと思います。

(市長)

ありがとうございました。

(教育委員)

私は、まさにくじ引きで役員に当たって、フルタイムで働きながら、すごく大変だったなという印象を持っているんです。やはり時代の変化に伴って、かなり前にできた行事であつたりとか、活動、制度そのものがずっと残っているところは、本当に今の形に合っていないところがたくさんありますし、活動そのものも今の時代に合っていない活動が、たくさんあるので見直していくことがすごく必要だと思

うんです。けれども、その気良くやれる形っていうのを市長がおっしゃったような形にしていこうと思うと、やはり、やりたい人がやりたいときにかかわれる形に変えていくことは必要だと思っ
ていて、私自身も全然協力したくないわけではなく、協力をしたい。けれども、やはり子どもとの時間であつたりとか、仕事の時間を削って、この日にみたいことだとなかなか難しいところを本当に感じましたし、それ以外にも子ども会の役員であつたりとか、児童クラブに入っていれば、児童クラブの保護者会といった部分でも役割を求められるというところは負担感が大きいなと思っ
ています。

変えていきたいという思いは、保護者の方々、PTA になられる役員の方もたくさんお持ちではある。けれども、一年に一回交代していくような制度の中で、これまで長きにわたって、何十年もやってきたものを変えるというところはすごく大きな組織改革が必要ですし、なかなかお仕事をしながら改革をしていくのは、パターン化されていないと難しいかと思っ
ています。なかなか難しいことかもしれないですけども、例えば、その改革に向けて伴走していただくようなアドバイザーであつたり、サポーターの方々とかが教育委員会や行政の方から入っていただくようなことができれば、改革というところは一歩進んでいったりするのではないかなと思っ
ています。

本当にお母さんたちが集まってきているボランティア団体の中で、こう変えていこうと声を上げることは、本当に難しいところだと思っ
ますし、何から手をつけていったらいいのかもわからない部分もあると思うので、事例を言っ
ていただくのも一つではあるとは思っ
ますが、実際に一緒に伴走しながら、どうすれば変えていけるのか、というところをサポートしていただくと、より進んでいくのではないかなと思っ
ます。

(市長)

いろいろ忌憚のないご意見をありがとうございます。

さきほど教育長の方から話がありましたが、私も市長 12 年目に入りますが、最初のころからPTA 問題で大変の声が多く寄せられておりました。そういった中で、まさに連合PTAの役員の方々のご相談をして、PTAと 2018年から一定の新たな試みという形にスタートして、数年たったところ
です。

そこで一定程度対応できている事と、まだ課題としてあるところもありますので、改めて今日の意見も踏まえながら、PTA問題については、大きな方向性として、保護者と一緒に学校を運営し、子どもたちを教育することは当然必要ですけど、それはこれまでどおりのPTA活動でないといけ
ないのかとなると、それはそうでもないと思っ
ます。

あと、市長としては単に学校問題だけじゃなくて、責任を感じているのはその PTA の役員になると、まちづくり協議会なんかの会合にも参加する形になって、得てしてどうしても昔ながらの方は、PTAの役員の女性の方にお茶くみを強いて、自分らがしゃべっていて皆帰れなくて、夜遅くまでお茶の番をしているような状況があつて、それがすごく嫌だとお聞きます。本当にこどものためのことであれば、大変でも頑張れるけど、こんなこと意味あるのかなみたいなことだと余計に気持ちがしんどくなります。PTA の活動内容、PTAの役員の様々な幅広い課題について少し整理をして、できれば次年度当たりくらいから、本当に手付かずの面がありましたので、できる限りより多くの市民の皆さんに気良くやっていただけるような活動に変えていきたいと思っ
ております。

(市長)

それではせっかくの機会ですので、その他項目ですが、今日の意見を踏まえてでもいいですし、今後議論をすべきテーマについて少し早めに問題提起いただいても結構ですし、情報提供でも結構ですが、その他項目でご意見いただければと思います。

(教育長)

今話題になっていますのは、やはり部活動についてです。非常に大きな課題も見えていますので、教育委員会の方でもいろいろとまず考えてみて、またご相談をさせていただいて、ご協力なりお願いしたいと思います。

(市長)

このような機会でないとしゃべることもないので、せっかくなので、部活ですけど、日本の中学校は学校の先生中心で、世界でみても珍しい状況で、そんな国は他にほとんどなくて、先生は学校の授業をしっかりとって、スポーツとかは、地域の方々がやる方がむしろ主流で、日本はどうするかという議論だと思うんですけど、そのあたりも含めてですかね、テーマとしては。

ありがとうございます。

(教育委員)

今、教育長がおっしゃったように部活ですけども、なににしてもそうなんですけれども、やっぱり子どもはいろんな大人と接することがすごく大事だと思っていて、例えば学校の先生、何かのときに校長先生と話していたら、やっぱり授業もして、部活もしたらベクトルが同じになるみたいな表現をされたことがあるんですけども、そうじゃなくて逆に違うベクトルを示してあげる。世の中にはいろんな大人がいて、話を聞いてくれる大人もあるし、みたいなことがやっぱりいいのかなと。社会化の方は部活を社会化して、スポーツ庁の方が最近おっしゃっているような方向に行くのがいいのかなと思います。

それから、PTA ですごく厳しいことを申し上げたのですが、やっぱり保護者の方はすごく子どものためなんだったら、もう何でも何かしようという気持ちでいてくださると思うので、やり方だけのことかなと思いますのでお願いします。

(柏木教育委員)

私も、部活のことで本当に現場の先生方は大変苦労されているところだと思いますので、ぜひ考えていけたらと思うところと、でも明石市としてのシチズンシップ教育みたいな所だったりっていうところも考えていけるというのではないかなと思っていて、つい先日、私の子どもが学校で、明石の施策について結構学んできていて、小学 3 年生の子どもがやさしいまち明石という取組だったりとか、本のまち明石に取り組んでいるっていうことを普通に会話で話をしている様子を見て、これってすごいことだなと思いました。

今、授業で SDGs もどんどん取り入れていかれている中で、明石市として SDGs に取り組んだりしている。子どもたちもそこに関心を持って、主体的に学ぼうとしているという状況が今あると思っ

たので、ぜひ何かしら明石市としても、明石の市民として、子どもたちをどう育てていくのかも色々と考えていけるといいのではないかなと思いました。

(市長)

小学校3年生の副読本を引っ越しの転入手続きの時にも渡してしまっていて、明石のことに少し関心持っていただけたらと思っております。大事なテーマだと思っております。特に今年は豊かな海づくり大会もありますし、明石駅前再開発ビルにも小学校における環境教育の部分を展示をさせていただいてますし、本のまちにも力を入れていますので、明石のまちづくりと子どもたちの教育現場での連携を考えていければと思います。

ありがとうございます。

(教育委員)

一つは、前の時お願いした図書館の禁帯出です。前の教育委員会のときに担当の方から説明を聞きました。説明の内容は納得できますけれども、ただ、そういう禁帯出の部分を貸出できるように広げるかというところという姿勢ではなかったというふうに思っていますので、その点が残念だと思っています。

それから、話がちょっと広がるかもしれませんが、文化の都市、文学の都市でもあるし、様々な面で明石は全国にPRできるものを持っていると思います。けども、文学に関しての様々な史跡の説明板といったようなものは、非常に貧弱だというふうに思っています。これはほかの地域などを歩いていますと、そういう説明板が非常に多いのが分かりますけれども、明石の場合は重要文化財のようなものであっても木の板で、簡単なものでもう古びてしまっているものも非常に多くて、ちょっと恥ずかしいなというふうな気がいたします。そういう文化財とか、あるいは文学史跡とかについての説明板をもう少し拡充すべきだというふうに私は考えております。

(市長)

ありがとうございます。若干、情報提供させていただきますと、明石市は源氏物語にはじまり、長い歴史を持つ文学の地でもありますし、非常に著名な作家も出ております。

芥川賞作家の上田岳弘さんに、本のまち大使になってもらっているのですが、実は出版社と一緒に明石発の新たな文学賞の新設という提案もいただいて、検討していた経緯もあったんですけど、若干今の時代、新たな文学賞の創設が良いかというところ、ちょっと難しくそのまままになっております。

あらためて明石と文学の史跡のしっかりとした情報発信、大事だと思っております。よろしくお願いいたします。

(教育委員)

自分自身のことでお話ししますと、私は明石の医師会の会長をしておりますけども、今非常に力を今後も入れていきたいと思っていることは、例えば明石の医療センターであったりとか、市民病院であったりだとか。卒後間もない若い先生方はそこで研修をするわけですが、その先生方はやがて力を蓄えて、立派な医者になってそれで最後にまた明石へ帰ってくると、明石で開業して明石で勤

めたいって、そういうことをすることが私の仕事になっていうふうに思っております。ちょうど松江の浜にウミガメがやってきて、で生まれた子どもがまた大海を経て戻ってくるように、そういうふうな大きく育ったものが、帰ってくるように医者も帰ってきてほしい。それでしっかり市民を支えてほしいってというのが私の願いであります。

そういうことは、同じことは教育の世界でもあるのじゃないかなと。つまり、明石で育って、あの先生に教えてもらったから教員になろう。それで、教員になったから、ただ単になっただけではなくて、明石で教師をしたいというふうなこと。もちろん制度的には市長がかねてから言われている人事権の問題とかもあるかもわからない。けれども、それよりも何よりも、まず明石で育ててもらったから、明石で今度は育てたい、というそういう子どもをどんどん作っていききたい、作っていく形になればなと思います。

その中で、一番大きな要素となるのかなと思うのは、医療の世界でもそうですが、やはり仕事上での処遇の問題です。今はよく臨床の中でも働き方改革って言われております。

けれども、やはり教員の先生方も同じことだと思います。その意味で、例えば休暇を取りやすくする、育児休暇を取るのが当たり前だったりとか、そういう社会の流れに即したような形を明石市全体の職員でしていただきたいかなと思うのですが、それを教員や、子どもの部署でどんどんどんどんやっていただきたい。

法律が変わって、500人以上だったかな、どれぐらい休暇を取っているかを公表するとか、そんないろんな話もありますから、とにかく働きやすい、働きがいのある環境づくりっていうことを特に教育の中でしていただければいいかなというふうに思っております。

(市長)

ありがとうございました。私の方から二つばかりご報告をお伝え申し上げます。

一つは、6月議会の補正予算で、小学校の給食費に関して、明石市では国からの交付金を活用して値上げはしないと、1億円ばかりの予算を使って、子供たちの給食費を抑えるという対応をとったことをご報告します。先にお伝えしますと、今年はそれで持ちこたえていますけど、次年度以降どうなるかの議論がありますので、子どもたちにとって重要な給食というテーマにつきまして、単に費用負担だけではなくて、食育とか栄養面、アレルギーとか、給食をめぐる様々なテーマがありますので、問題意識を持っているところです。

もう一点は、明商の福祉科が議会の議決を得まして、順次工事も始まろうとしております。今の予定だと2年後の4月開学に向けて調整しているところであります。人数はそう多くありませんけども、福祉のまち明石としてのシンボリックな存在で、早い段階から福祉現場に加わったりですね、地域のみんなで交流したりというテーマにもつながりますので、せっかく市立高校に新たな福祉科の創設になりますので、いい形で対応できればという問題意識を持っております。特に他にないようでしたら、本日の総合教育会議を締めたいと思います。

では、事務局よろしく申し上げます。

(事務局)

事務局でございます。本日はたくさんのご意見をいただきまして、ありがとうございました。次回

の会議につきましては、時期が未定でございますが、本日頂いたご意見なども踏まえまして、テーマを設定し、会議の準備をしてみたいと思っておりますので開催が決まりましたら、改めてお知らせをさせていただきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。